

# 進路だより No.3

令和4年9月30日発行 あけぼの支援学校進路指導係

<http://www.akebonoy.kai.ed.jp>

空が澄み、清々しい秋を感じる季節となりました。夏休み期間中に実施予定だった福祉事業見学や臨時現場実習は、新型コロナウィルス感染症蔓延防止の観点から中止となっていましたが、今後もさまざまな工夫をしながら児童生徒の進路が充実できる取り組みを企画・運営していきたいと考えています。今回は高等部の進路講演会の様子を中心にお伝えします。

## ～進路講演会～

9月2日（金）に高等部生徒を対象とした進路講演会が行われました。今年度も新型コロナウィルス感染症蔓延防止の観点から、校内でオンライン配信にて行われました。

今回はNPO法人ジット会たいよう副理事長の清水亮様を講師にお招きし、「あけぼの支援学校のみなさんへ～将来に向けて在学中に学ぶこと～」というテーマでお話をいただきました。講演では、「はたらくということ」の意義を問いかけられる内容で「自分のため、誰かのため」という仕事そのものだけではなく「あいさつや言葉遣い、わからないことをそのままにしない」といった、働く上で大切にしたい姿勢が挙げられ、生徒たちが日常的に意識し、取り組める課題にも触れられていました。本校の卒業生からも、映像にて働く上で大切なことや学生と社会人の違いについてコメントをいただき、「聞く」「伝える」「自分を知る」「相手を知る」「人との縁」といった観点を意識することが投げかけられました。本校の卒業生が働く事業所の方からのお話を聞くことで、将来に向けて考えたり、現在の自分自身を立ち返ったりするよい機会となりました。



## ～知っておこう！進路ワード～

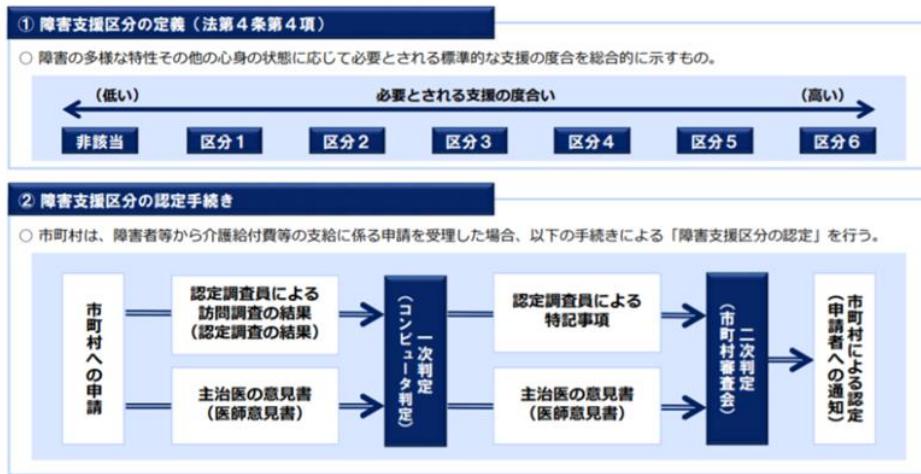
### ■■区分認定調査について■■

○高等部3年生は、卒業を迎えるに当たって障害サービスを受けるため、原則的に障害支援区分認定を受ける必要があります。（一般就労に進む生徒、就労継続A、B型など訓練等給付のサービスを受ける生徒は、どうしても必要なものではありません。）

○障害区分とは、障害者総合支援法によって定義された、「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」になります。

○区分1～6まであり、数字が大きいほど必要とされる支援の度合いが高いとされています。障害者手帳の区分とは異なります。

## 障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要



### [障害区分認定の手続き]

- ①居住地の市区町村に申請し、認定調査員による訪問調査を受けます。また、主治医の意見書（医師意見書）も用意します。
  - ②認定調査の結果と医師意見書をもとに、一次判定（コンピュータ判定）を行います。
  - ③その結果を受けて、認定調査員による特記事項や医師意見書を考慮し、二次判定（市区町村審査会）を行います。
  - ④一次判定と二次判定を経て、市区町村による認定が出され、申請者に通知されます。
- ※本人の心身の状況を総合的に判定するため、認定調査員による訪問調査を行います。調査は、基本的に自宅（住んでいるところ）で行いますが、学生の場合は、学校に来てもらい、本人、保護者、担任教員、他の関係者（計画相談員など）と一緒に聞き取り調査を行うことが多いです。

### [調査の内容と種類]

- ①概況調査：本人・家族・介護者の状況、日中活動の状況、居住関連などに関する調査
  - ②障害区分認定調査：障害者の心身の状況を把握するための80項目の調査（アセスメント）
  - ③特記事項：障害支援区分認定調査で把握しきれない本人の状況についての調査
- ※障害区分認定調査は、全80項目あり、大きく以下に分別されています。

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）
3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）
4. 行動障害に関連する項目（34項目）
5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

今後の予定	
★第Ⅱ期現場実習	10月31日(月)～11月11日(金)
★福祉事業所見学(ひびき)	11月17日(木)
★現場実習報告会	11月21日(月)

進路講演会で投げかけられた課題に向き合いながら、自分は何ができる、何が得意なのかを考えてみましょう。学校の先生や友だちと話し合ってみるのも良いと思います。また、どんな手助けを必要としているか、それによって可能になることにはどんなことがあるかを日頃の生活の中で考えながら卒業後のイメージを膨らませていけると良いですね。